

令和四年十月二十一日受領
答 弁 第 五 号

内閣衆質二一〇第五号

令和四年十月二十一日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄

衆議院議長 細 田 博 之 殿

衆議院議員櫻井周君提出国会日程との調整に失敗し国際会議を欠席したために国益を損なっている可能性があることに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員櫻井周君提出国会日程との調整に失敗し国際会議を欠席したために国益を損なっている可能性があることに関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「首脳・閣僚級による国際会議に我が国からは出席ができなかった」及び「我が国の国益を損なった可能性がある」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、令和三年十月三十日及び三十一日に開催されたG20ローマ・サミットには岸田内閣総理大臣がオンラインで出席しており、また、令和四年二月十七日及び十八日にインドネシア・ジャカルタで開催されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議には、神田財務官が鈴木財務大臣の代理として出席している。このように、御指摘の国際会議への出席については、当該国際会議及び国会を含む国内での公務の日程、内容等を総合的に勘案し、我が国の立場を主張することができるよう適切に対応したものと考えている。

二及び三について

御指摘の「現地に行きながら肝心の国際会議には出席できず我が国の国益を損なう可能性がある」及び「国会を空転させる」の意味するところが必ずしも明らかではないが、国会における予算委員会等の開催

については、国会の運営に関することであり、政府としてお答えする立場にない。また、御指摘の国際会議への財務大臣の出席については、当該国際会議及び国会を含む国内での公務の日程、内容等を総合的に勘案し、我が国の立場を主張することができるよう適切に対応している。

四について

御指摘の臨時会（第二十回国会）の召集の決定については、令和四年八月十八日に衆議院及び参議院から送付のあった臨時国会召集要求書を受け、内閣として臨時会で審議すべき事項等をも勘案して、臨時会の召集時期について与党とも相談しながら対応を検討し、同年九月二十八日の閣議において、同年十月三日に臨時会を召集する旨を決定したものであり、憲法第五十三条に基づき、適切に行われたものと考えている。